

韓国養育費履行管理院に対するヒアリング結果 (令和2年4月27日実施)

1 養育費履行管理院の提供する「一時緊急支援サービス」の効果と課題、今後の見直し

○ 定義

一時緊急支援サービスとは、「養育費債務者から養育費の支払いを受けられず、未成年子の福利が危うい場合、養育費を一時的（9か月、最長12か月）に、養育費債権者に支給し、その後、養育費債務者からその支給額を求償する」制度。

○ 制度的評価について

- (1) 子1人当たり月額20万ウォン〔約1万7400円〕、支給期間（最長12か月）の間、支給される。一定金額が定期的に支給されるので、制度施行後、支援申請が持続的に増えている。
- (2) 支給条件があまりにも制限的であるとの指摘があった。その後、2018年法令及び指針改正を通じた支援期間延長等で、受給対象となる子が増加した。

～支援期間に関する法令及び指針主要改正内容(18年3月)

既存→最長9か月(基本6か月。必要に応じて3か月追加延長が可能)

改正→最長12か月(基本9か月。必要に応じて3か月追加延長が可能)

～一時緊急支援サービスの支援実績(2019年12月末時点)～

15年 支援件数51件、支援者数79

16年 支援件数49件、支援者数93

17年 支援件数57件、支援者数100

18年 支援件数67件、支援者数123

19年 支援件数合計148件、支援者数265

(19年月別)

1月-19-34、2月-4-8、3月-7-13、4月-10-15、5月-12-21、6月-12-23

7月-10-15、8月-19-33、9月-16-31、10月-13-22、11月-15-29、12月-11-21

※ 一時緊急支援を行った後に債務者に求償を行う旨の書面を発出した件数がこれまで約120件であるのに対し、実際に回収することができた件数は2件。

- (3) 一時緊急支援サービスの支援時に限り、養育費債務者の同意なしに所有財産の照会を可能とする制度を導入(2018年9月 養育費履行法施行)

○ 制度的課題について

一時緊急支援サービスの支援条件のさらなる緩和という問題

(支援対象) 同サービスの支援対象は、養育費履行法施行令で、限父母家族支援法に従

う中位所得 60%以下である者として規定されている
→この対象を中位所得 125%以下に拡大することを検討中

(一時緊急支援サービスの見直し前後比較)

区分→一時緊急支援サービスの支援対象

現行→中位所得 60%以下

(親子 2 人世帯月収 174 万 3917 ウォン [約 15 万 1720 円])

改善方案→中位所得 125%以下

(親子 2 人世帯月収 373 万 9975 ウォン [約 32 万 5377 円])。

2 養育費履行管理院の提供するサービスの効果と課題、今後の見直し

○ 養育費履行確保のための支援範囲

- ・ 協議支援→訴訟前、当事者が円満な協議を願う場合、当事者間の協議仲裁等を支援する。この段階では、減額の希望など義務者側の言い分を聞いて、調整を行うこともある。
 - ※ 裁判手続を経ることなく協議支援のみで終了したケースは、2015 年以降で 1,407 件あった。
- ・ 法律支援→執行権限確保のための法律訴訟（認知請求、養育費審判請求、養育費変更審判請求等）。
- ・ 強制執行支援→執行権限があつて、養育費未履行の時、養育費履行確保のための強制執行裁判等の支援（強制執行裁判の申立ての代理などを行う。）。履行命令、財産開示照会、差押え及び強制執行、養育費直接支給命令、監置命令等。この段階では、債務名義に基づく執行段階であるため、義務者側の言い分を聞いて調整を行うことはしていない。
 - ※ 条文の規定上は、養育費履行管理院の長が、取り立てた財産を養育費債権者に引き渡すこととされているが、実際には、当事者間の協議の際に、債務者が債権者に対して直接振り込みで支払うこととなるケースが多い。
- ・ 制裁措置→強制執行支援にもかかわらず、養育費未払い時に、制裁措置を支援。現場機動班の監置執行補助、債務不履行者の名簿等登載申請、税金還付予定金額に対する債権差押及び強制執行命令の申立て等。
- ・ 所得・財産調査→所得財産照会に対する養育費債務者の同意いかんにより、
 - (同意時) 養育費債務者の所得財産関連情報の照会
 - (不同意時) 民事執行法上の財産明示照会
 ただし、一時緊急支援サービスの支援対象者である場合、養育費債務者の同意なしに所得、財産照会可能。
- ・ モニタリング→協議、訴訟、執行等の支援以降の養育費履行状況の点検（子が成年に達するまで、養育費が支払われているか定期的に確認することな

ど)・関連相談支援(支援していた訴訟について一審で敗訴した場合に不服申立てが可能である旨案内することなど)。

○ 制度的評価について

- (1) 実績→養育費履行管理院ができた2015年3月から2019年12月末までの累積約14万6千件の相談、2万余件受理、履行された養育費666億ウォン〔約57億9420万円〕
 - ※ 養育費履行率は、上昇傾向にあり、2017年は約32%であったのに対し、2019年約35.5%にまで上昇した。2020年には36%の達成を目標としている。
- (2) 実績→養育費履行制度改善(2018年9月 養育費履行法改正)
 - ・ 養育費債務者の所得、財産照会時に、債務者の同意が必要であるが、一時緊急支援サービスの支援対象者の場合には、相手である養育費債務者の同意なしに所得、財産照会を可能とした。(2019年6月、養育費履行法改正)
 - ・ 養育費履行管理院を通じ、面接交渉支援の場づくり。2020年からは、面接交渉サービスを地方に拡大(19年1ヶ所、20年4ヶ所追加)。
 - ※ 裁判を提起すると父母当事者間の関係が悪くなるため、できる限り当事者間で合意の解決が可能となるよう、今後は、協議支援と面会交流の両面からの支援をメインに行っていく予定。
- (3) 支給能力があるのに、財産の隠匿等の方法で、支給を回避する場合、養育費履行管理院が履行を強制する手段がない点は限界がある。

○ 制度的課題について

悪質な養育費不払いの債務者に対する運転免許停止、出国禁止、刑事処罰等の制裁措置強化を必要とする関連改正案を発議し、国会審議中。

3 養育費の履行率を上げ、継続的に支払わせるために重点を置いている取組

○ 家族関係の支援強化を通じた自発的な養育費履行の環境作りに努力している。

- ✓ 自発的、協力的な養育費履行のためのサービス拡大
- ✓ 持続的な養育費履行のための需要者中心のサービス拡大

- (1) 子と非養育者との間の継続的な面会交流により、相互の信頼が構築されれば、自発的な養育費の履行率が高くなる。
- (2) 2019年6月 養育費履行法改正で、面会交流サービスの安定的運営のための法的基盤の構築によって、サービス提供範囲の拡大等、見直しがされた。
(19年) 養育費履行管理院1ヶ所 → (20年) 4ヶ所追加(総5ヶ所)

- (3) 面会交流サービスの支援において、非養育者を対象とした教育を強化している。
サービス支援の初期段階の非養育者を対象とし、養育費及び面会交流の教育。
- (4) 当事者間の養育費に関する協議を支援すること等により、訴訟に至ることによる不
必要な葛藤を回避・緩和するためのサービス支援を実施している。
- (5) 養育費債務者を対象として、自発的な養育費履行を促す関連案内文を発送してい
る。
関連案内文を制作し、養育費履行請求書の発送時に同封して配布している。

4 養育費履行確保に関する他の機関との連携状況

○ 養育費履行のネットワークを運営している。

- (1) 対象→各家庭法院（家庭裁判所）、法律補助機関、養育費履行関連専門家、サー
ビス需要者及び関係者等。
※ 養育費履行管理院は、ソウルに所在しており地方には支援を実施する機能がな
い上、所属する弁護士が少ないので、法律補助機関に支援の実施を委託するなど
している。
- (2) 主要内容→MOU、定期的業務協議体及び懇談会等を通じて、養育費履行確保関連
業務の協力及びサービス発展方策を模索している。

以 上